

# 定 款

株式会社フィットクルー

# 株式会社フィットクルー定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社フィットクルーと称し、英文では Fitcrew Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. トレーニングジムの経営
2. パーソナルトレーナー養成スクールの運営
3. トータルヘルスケア事業
4. トレーニングジムフランチャイズチェーンの構築、研究開発、加盟店募集、指導業務及び運営
5. 有料職業紹介事業
6. 無料職業紹介事業
7. 労働者派遣事業
8. 求人、求職情報提供サービスの企画、運営及び管理業務
9. 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
10. 人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務
11. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
12. 飲食店の経営
13. 上記に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,860,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令または本定款の

ほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人

- は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名とする。

(選任及び解任の方法)

第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役の選定)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役の選定)

第23条 取締役会は、業務上必要あるときはその決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(責任免除)

第31条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### (会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。当該定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の報酬)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第 7 章 計 算

#### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### (剰余金の配当等の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。  
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。  
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### 附則

#### (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 9 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役

会の決議によって免除することができる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置の新設)

第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、当会社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。

改訂 2018年10月4日 同日施行  
2020年9月28日 同日施行  
2021年2月24日 同日施行  
2021年11月17日 同日施行  
2022年2月24日 同日施行  
2022年11月29日 同日施行  
2023年2月24日 同日施行  
2024年2月28日 同日施行  
2025年2月27日 同日施行  
2025年8月27日 同日施行